## 第 10 回新城南部企業団地産廃対策会議 次第

平成 27 年 5 月 19 日 (火) 19:30~ 富岡ふるさと会館 1 階 集会室

1.	愛知県への要望の回答
2.	タナカ興業からの回答
3.	タナカ興業の肥料の調査と臭気測定
4.	峰野県議会議員の説明
5.	タナカ興業の説明会開催について

6. その他

## 要望書

産業廃棄物処分業者有限会社タナカ興業の欠格条項に係る疑義への回答についての要望

新城南部企業団地に進出を計画している有限会社タナカ興業(本社 豊橋市)が田原市内に堆肥と称して産業廃棄物を不法投棄しているという疑義について、新城の環境を考える市民の会(代表 山本拓哉)が愛知県環境部長に要望書が提出されています。

新城市内に建設中の同社産業廃棄物中間処理施設が完成間近で、現在、同社が申請中の 産業廃棄物処分業許可について、早晩、愛知県の判断が下されるものと存じます。

本市では、地域住民と情報を共有し、環境保全に向けての対策を講じる場として、新城南部企業団地産廃対策会議を設置して協議を行っています。

平成27年4月30日開催の同会議において、産業廃棄物処分業の許可にあたり、タナカ興業は廃棄物及び清掃に関する法律の欠格条項に該当するのではないか、という疑義が地域住民から寄せられ、同会議としても県への回答を求める要請がありました。

新城市及び新城市議会としても、今後の対応に係わる重大な意味を持つとの見解から、 市民の不安を解消するために下記の要望書等に対する経過の説明を求めます。

記

- 1. 平成26年9月4日付け環境部長あての要望書
- 2. 平成26年10月14日付け環境部長あての追加要望書
- 3. 平成26年12月1日付け環境部長あての重要事項を含む追加要望書 別添資料を参照のこと

期限 平成27年5月15日(金)

愛知県環境部長 杉 浦 健 二 様

平成27年5月7日

新 城 市 長 穂 積 亮 次

新城市議会議長 夏 目 勝 吾

新 城 市 長 穂 積 亮 次 殿 新城市議会議長 夏 目 勝 吾 殿

愛 知 県 環 境 資源循環推進課

「要望書」について(回答)

平成27年5月7日付け「産業廃棄物処理業者有限会社タナカ興業の欠格条項に係る疑義への回答についての要望」について、下記のとおり回答します。

記

要望書に提示された「1」から「3」については、審査又は調査中です。 なお、この旨を要望元の団体側に伝えております。

> 担当 資源循環推進課 廃棄物監視指導室監視グループ 産業廃棄物グループ 電話 監視グループ 052-954-6238(ダイヤルイン) 産業廃棄物グループ 052-954-6235(ダイヤルイン)